

あなたの国民年金

パート⑤



保険料の納め忘れは ありませんか？

— 今月は、保険料納付促進月間です —

平成7年度も残すところ4か月となりました。国民年金保険料の納め忘れがないか、もう一度お確かめ下さい。

保険料を納めないと-----

年金を受けられなくなります。



老齢基礎年金

20歳から60歳まで納付しないと満額の年金は受けられません。

また、最低25年以上納付期間（免除・カラ期間も含む）がないと受給権が得られません。

障害基礎年金

病気・ケガによって1・2級の障害者になってしまった時に受けられます。

ただし、加入期間中 $\frac{2}{3}$ 以上の納付が必要です。

遺族基礎年金

生計を維持していた夫が亡くなり、18歳未満の子供がいる時に受けられます。

ただし、加入期間中 $\frac{2}{3}$ 以上の納付が必要です。

国民年金は納付していることが前提となります

年金は2年前までさかのぼって納めることができますのでなるべく未納期間がないようにしましょう。また、どうしても事情があり、納められない場合は免除申請という制度がありますので、年金係にご相談下さい。



産業まつり・文化祭『年金ひるば』

千葉年金相談サービスセンター

12月1日 オープン

場所 千葉市中央区新田町4-22
(サンライトビル 1F)

電話 043-241-1165

業務受付時間 9:00~11:30
13:00~16:00
※土・日曜日・祝祭日は休み

業務内容

- ・厚生年金、国民年金に関する相談
- ・年金の請求及び年金加入期間の確認
- ・源泉徴収票・年金証書・支払通知書等の再発行



年金クイズに、たくさんの方がチャレンジ！

当日は年金相談コーナーに、社会保険労務士の有田さん、指導委員の方6人にご協力をいただきました。

問い合わせ 住民福祉課年金係
☎84-1211 内線154